

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（片柳悦夫君） 皆さん、こんにちは。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和6年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には早速ご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、去る1月1日に発生しました能登半島地震での震災によって、お亡くなりになられました方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災された方々が、少しでも早く平穏な日々を取り戻し、また被災地の一日も早い復興を祈念いたしております。

さて、今回の臨時会は、新しい年となり初めての議会であります。

早いもので、令和6年がスタートし、明日、2月10日は「ウインターフェスティバル」が開催されます。

近年は、コロナ禍で事業が制限されていましたが、今年は花火打上げ会場でのイベントも再開されるとのことで、冬の夜空に打ち上がる花火など、子供たちや村内外の方々が大変楽しみにしております。

さて、今回の臨時会は、昭和村職員給与等の条例改正と各会計の補正予算案が提出されています。特に一般会計補正予算案につきましては、すーぱーこいけ昭和店跡地の建物改修工事に係る事業が計上されております。

スーパーの誘致に伴う改修工事は、高額な事業費となりますが、村民の生活に欠かせない施設であり、地域の活性化には必要な事業となりますので、十分な審議をお願いいたします。

次に、諸般の報告を申し上げます。

閉会中は、各般にわたり活発な議会活動が展開され、村政の推進にご尽力を賜りましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

初めに、議員の辞職許可についてご報告申し上げます。

去る12月21日、林祐司氏から辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、同日付でこれを許可し、辞職となりましたので、ご報告いたします。

次に、議会運営委員会委員の選任及び委員長の互選についてご報告申し上げます。

林祐司氏の議員辞職に伴い、議会運営委員会委員の欠員、また、委員長に空席が生じたため、議会運営委員会を開催していただき、昭和村議会委員会条例第7条第2項の規定に基づき、令和5年12月28日付で、藤井貞充議員を議会運営委員会委員に指名し、同日付で、加藤生副委員長が議会運営委員長に就任、藤井貞充委員が議会運営副委員長に就任したとの報告を受けていますので、ご報告いたします。

さて、1月5日は、群馬県議会新春交流会が県庁であり、出席いたしました。翌6日は消防団出初め式、1月7日には、成年年齢が18歳に引き下げられ、2回目の開催となる「はたちの記念式典」、そして、8日には、新年賀詞交歓会が行われました。

14日は、寒稽古の後、昭和村柔道大会と剣道大会が行われ、出席いたしました。

19日には、中学生海外交流事業推進委員会が開催され、所管の常任委員が出席いたしました。翌20日には、「わたしと家族作文発表会」があり、出席いたしました。

31日は、統合小中学校建設委員会が開催され、所管の常任委員が出席いたしました。

さて、今回の臨時会には、議案10件が村長より提出されております。議員各位におかれましては、慎重審議の上、円満の中で終了できますようお願い申し上げます。

終わりに、執行部皆様方のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎開会宣言

○議長（片柳悦夫君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりません。

ただいまから令和6年第1回昭和村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎村長挨拶及び行政報告

○議長（片柳悦夫君） 村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回議会臨時会をお願いしましたところ、議員の皆様には、何かとお忙しい中、ご出席を賜り開会できますことに心から感謝を申し上げます。

さて、令和6年も一月余りが経過したわけですが、新年早々立て続けに大きな災害、事故が発生いたしました。1月1日午後4時10分に能登半島を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県では志賀町で震度7を計測するなど、死者240名、建物被害に関しては5万棟以上が被災する大災害となりました。

昭和村においても、群馬県北部が震度4との第一報がありましたので、村幹部職員や防災担当が登庁いたしました。幸いにも村内での被害報告はありませんでした。

そして、翌2日には、羽田空港の滑走路で、能登地方への救援物資を運搬するために飛び立とうとした海上保安庁の輸送機と北海道から到着した日本航空の旅客機が衝突、炎上する大変痛ましい事故が発生いたしました。

残念ながら輸送機の乗組員5名がお亡くなりになりましたが、日本航空の機内にいた乗員・乗客合わせて379名は、全員無事に脱出することができました。

改めまして、お亡くなりになられた方々、被災し、いまだ避難生活を送られている方々に謹んでお悔やみ・お見舞いを申し上げます。

また、村としましては、今後の復興支援に対し積極的に協力していきたいと考えております。

こうした中、義援金の募金箱を役場、総合福祉センター、道の駅の3か所に設置をし、個人の方々や各種団体からもご協力をいただいております。これらは日本赤十字を通じて被災地に届けられるよう手配したいと考えております。この場をお借りしまして、ご協力いただいております方々に感謝を申し上げます。

そして、本日の補正予算案にも含まれておりますが、石川県民の皆様から寄附をいただいたふるさと納税を活用いたしまして、災害義援金として石川県東京事務所を經由し、石川県に300万円を寄附させていただきたいと考えております。

そのほかにも、人的・物的な支援等につきましては、群馬県や県町村会などと連携しつつ、必要に応じて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、12月議会定例会以降の行政報告をいたします。

12月19日には、空き家対策協議会を開催いたしました。制度改正や計画期間満了により、現計画の見直しを行ってまいります。新たな計画が固まり次第、改めてご報告させていただきます。

21日には「こんにゃく芋生産者存続のための要望書」を山本群馬県知事、砂盃群馬県農政部長に提出してまいりました。要望事項の一つにありました「消費拡大のPR活動」については、山本知事が出演するユーチューブにおいて、早速配信していただきました。

26日には、消防委員会の会議終了後、消防団による歳末特別警戒巡視を行いました。昨年までは1か所に集まっての開催でしたが、4年ぶりに各分団の詰所へ出向き、巡視することができました。

年が明けて1月6日には、消防団出初め式、7日には2回目となります「はたちの記念式典」、8日には村議会議員さんをはじめ各種団体の代表、企業関係者等を一堂に会し、新年賀詞交歓会を開催いたしました。

12日には、「いじめ防止子ども会議」を公民館で開催いたしました。各小中学校から児童生徒の代表者が集まり、取組状況などを発表してもらいました。

28日には、「よしもとお笑いライブ」を開催いたしました。また、よしもと興業との包括連携協定を基に、1月22日からは「よしもとカレーやさい王国昭和村ほうれん草編」が発売されました。こちらは全国で11例目のコラボ商品となりますが、引き続き地域活性化のため、様々な取組を行っていきたいと考えております。

2月4日には、第56回ピンポンフェスティバルが開催されました。議員の皆様にも参加をいただき、スポーツを通じてよい交流ができたと思っています。

さて、本日の臨時会にお願いをいたします案件につきましては、条例改正が6件、補正予算が4件、合計10件をご審議いただくものであります。十分ご審議をいただき、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片柳悦夫君） 日程第1、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番議員、林栄一君、3番議員、倉沢つかさ君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（片柳悦夫君） 日程第2、会期の件についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は本日のみといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、会期は本日のみと決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 昭和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） これより議案審議に入ります。

日程第3、議案第1号 昭和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第1号 昭和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和5年8月の人事院勧告に伴い、職員の月例給及び期末手当等について改めるものであります。

改正内容については、一般職員の月例給が若年層を中心に増額され、平均で約0.9%の増額となります。

また、期末勤勉手当が0.1月分の増額となり、6月期と12月期が同じ割合になるよう平準化されます。

以上が、昭和村職員の給与に関する条例の改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 昭和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号 昭和村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第4、議案第2号 昭和村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第2号 昭和村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、人事院勧告に伴う職員の期末手当等の改定に準じて、特別職の手当等を改正するものであります。

改正内容については、一般職員と同様に期末手当が0.1月分の増額となり、6月期と12月期が同じ割合になるよう平準化いたします。

以上が、昭和村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号 昭和村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号 昭和村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第5、議案第3号 昭和村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第3号 昭和村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、人事院勧告に伴う職員の期末手当等の改定に準じて、議員の手当等を改正するものであります。

改正内容については、一般職員と同様に期末手当が0.1月分の増額となり、6月期と12月期が同じ割合になるよう平準化いたします。

以上が、昭和村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号 昭和村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号 昭和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第6、議案第4号 昭和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 堤 盛吉君発言]

○村長（堤 盛吉君） 議案第4号 昭和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年5月の地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるようになったため、本条例を改正するものであります。

改正内容については、今まで期末手当のみ支給しておりましたが、一般職員と同様に勤

勉手当を年間2.05月分支給するものであります。

以上が、昭和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 昭和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号 昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第7、議案第5号 昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第5号 昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和5年5月の地方自治法の一部改正により、育児休業を取得した会計年度任用職員に対し、一般職員と同様の条件で期末勤勉手当を支給するため、本条例の改正を行うものであります。

以上が、昭和村職員の育児休業等に関する条例の改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号 昭和村手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第8、議案第6号 昭和村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第6号 昭和村手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、本年3月1日から「戸籍法の一部を改正する法律」が施行されることに伴う「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正」に準じて、昭和村手数料条例の一部を改正するものであります。

本年3月1日に戸籍謄本等の広域交付が開始され、本籍地以外の市区町村窓口においても戸籍謄本や除籍謄本の交付が可能となるため、条文中の表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改めます。

また、今後行政機関に提出することで戸籍、除籍電子証明書の提供が可能となる「電子証明書提供用識別符号の発行事務」が追加されることにより、「戸籍に係る発行手数料1件につき400円」、「除籍に係る発行手数料1件につき700円」を新たに定めるものであります。

以上が、昭和村手数料条例の改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 昭和村手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第9、議案第7号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第7号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ5,074万円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億4,712万6,000円とするものであります。

まず、歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金は、住民税非課税世帯に1世帯当たり7万円を支給する事業のための交付金等の追加により683万5,000円の増額となります。

19款繰入金は、歳出の増減に合わせて財政調整基金繰入金が2,090万5,000円の増額、能登半島地震の見舞金やスーパー誘致事業に充当するため、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が2,300万円の増額となります。

次に、歳出であります。1款議会費、1項議会費は、給与等の改定に伴う人件費の増により40万4,000円の増額となります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、給与等の改定に伴う人件費の増や能登半島地震の見舞金の追加により459万4,000円の増額、6目企画費は、スーパー誘致事業の建物等の改修工事費として3,208万円の増額となります。

このスーパー誘致事業の工事費については、第2表で継続費を設定し、令和5年度の年割額を3,208万円、令和6年度の年割額を4,812万円、合計8,020万円としております。

また、工事監理費については、第3表で債務負担行為を設定し、令和5年度から令和6年度までの限度額を88万円としており、令和5年度は契約のみで支出をゼロとし、令和6年度の予算で全額支払うこととしております。

2項徴税费は、給与等の改定に伴う人件費の増により75万3,000円の増額、3項戸籍住民基本台帳費は、同じく人件費の増により58万4,000円の増額となります。

3款民生費、1項社会福祉費は、給与等の改定に伴う人件費の増や住民税非課税世帯に1世帯につき7万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の増により891万5,000円の増額、2項児童福祉費は、給与等の改定に伴う人件費の増で119万1,000円の増額となります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、人件費の増に伴い国民健康保険特別会計への繰出金が6万8,000円の増額、2項環境衛生費は、給与等の改定に伴う人件費の増により25万8,000円の増額となります。

6款農林水産業費、1項農業費は、給与等の改定に伴う人件費や農業集落排水事業特別

会計繰出金の増により70万7,000円の増額となります。

8款土木費、1項道路橋梁費は、給与等の改定に伴う人件費の増により13万3,000円の増額となります。

10款教育費は、1項教育総務費から6項保健体育費までが、給与等の改定による人件費の増により計105万3,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします一般会計補正予算の概要であります。

十分にご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 住民税非課税世帯に7万円を給付する事業であります。全額国の交付金だと理解しておりますが、大分増額補正になりましたので、その内訳等について補足説明をひとつお願いをしたいのと、事業の名称が「電力・ガス・食料品等」というふうになっているんですが、歳入を見ますと、電力・ガスという歳入項目がなくて、新型コロナと物価高騰対応という形の名称になって、率直な疑問なんですが、歳入項目が、なぜ電力・ガス・食料品等になっていないで、この2つになっているのか、その財源内訳についても分かりやすい補足説明をお願いできれば、ありがたいと思います。

なお、報道されている内容ですと、住民税非課税世帯以外にも所得税非課税世帯等の低所得者には何か10万円等の給付等も実施されるといろいろと報道されておりますので、そういった事業については、本村ではどのように実施していく予定なのか、併せて説明していただければありがたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（加藤繁範君） それでは、林幸司議員の質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、この7万円の給付につきましては「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」という名称で交付をする予定でございます。こちらの予算につきましては、12月の議会によりまして、補正予算として計上させていただいて、可決をいただきました。その後

の12月1日付の対象者人数を再確認をいたしましたところ、外国人の方が120名強、村内に転入をしているということが判明をいたしました。そのことから120人分の7万円の補正予算をお願いをさせていただいたところでございます。

そして、この120人なんですが、80人強の方につきましては、外国からの転入、また残りの方につきましては、どこか他市町村から入ってきている外国人となっております。

また、その詳細には、申告をしていない方もいらっしゃるんですが、大体120人ということで取らせていただいたところでございます。

なお、この他市町村から来た外国人につきましては、追跡調査をさせていただいて、実際非課税なのかどうかを確認をする予定でございます。

そのような形の中で、今回120人を12月の補正の予算にプラスさせていただいて、補正をお願いをしたところでございます。

また、歳入の関係につきましては、地方創生臨時交付金ということで、担当課が企画課になるんですけれども、その一部分の補助金の中から、この給付金を充てるということで財政構成をいたしているところでございます。

そのような形で今回全部で826人の対象とする補正予算とさせていただいたところでございます。

次に、10万円のところでございますが、こちらにつきましては、3月の補正をお願いをする予定でございます。対象者につきましては、住民税の均等割の世帯ということに今度なります。非課税世帯ではなく、今度は住民税の均等割の出たところの方が対象になってくるところでございます。そちらにつきましては、1世帯につき10万円の給付を予定をなさいますということになっております。

また、子供加算ということで、その家族、世帯に所属しているというか、家族構成の中に高校生以下の方がいらっしゃる場合は、1人5万円の給付ということでございます。

また、来年度の所得の状況によってになってくる場所なんですけれども、3月の補正でお願いをさせていただいて、繰越しをさせていただいて、令和6年で対応をしていくような形になります。

また、住民税の定額減税というような話もございしますが、そちらにつきましても6年の税確定後に動き出すというような形で今準備をしております。そちらにつきましては、所

得税と住民税となりますので、税務課とも関係が出てくると思うんですが、そちらに関係する部分の減税と、その減額がない場合については、給付金で支給するというような形も今のところ情報としてありますので、そのような形で進めているところでございます。

以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司議員。

○9番（林 幸司君） 7万円の支給については、もう12月の補正予算でありますから、ほとんど支給済みだと理解しているわけなんですけど、現在のところ対象者何人中何人の支給が完了しているのか、この7万円の支給、執行状況ですね。それを併せて説明していただきたいのと、先ほど歳入のほうは、臨時交付金を活用というのは構わない、別に国から来る金ですから、色がついていないんだと思うから構わないんですけども、支出のほうで、電力・ガス云々という交付金名称になっているのに、収入のほうは新型コロナと物価高騰で、名称がまちまちしているのはおかしいんじゃないですかね。普通だったら歳入のほうも歳出のほうも同じ名称で交付金ですからね。国から来るのは、2つの名称で入ってきて、別の名称で支出するというのが理解できないんで、その辺を聞いたわけなんですけれども、企画課長だから、健康福祉課長は答えられないというのもちょっと納得できないんですけども。分かりやすくもう一回お願いしますよ。

それと、3回しか質疑ができないと言われると困っちゃうので、もう一つ併せて聞いておきますけれども、昨年12月11日付で、高橋商工会長さんより、昭和村内商工業者に対しての支援策要望書というのが、村長、出されたし、議会にも全員協議会に商工会長が出席をして、改めて議員の皆さん、物価高騰に伴うコスト負担増などで、業者大変だから、この支援、改めて支援策をお願いしますという形で我々要望を受けたんですよ。当然私は、一番早い今回の補正予算に何らかの支援策やってもらえるのかなというふうに個人的には考えていたわけです。要望書の中には、冬の村内の除雪対応についてもいろいろ大変なんで、役場で除雪車を役場として買ってもらえないかとかいろいろ要望も出ております。

なので、まず、村長にお聞きしたいんですけども、この商工会の支援策の要望書を受けて、村長は支援策を実施する予定なのか、実施する気はないのか。それから、この除雪車も村としての購入等については、当然これ、要望書が出されているわけですから、検討したと思うんで、どのように検討したのか、補正予算にも載っていませんが、併せて聞いて

ておきたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

○村長（堤 盛吉君） 商工会からの要望につきましては、内容を確認させていただきました。内容が大変多岐にわたっておりますし、そういったところの対応をどうしていくかということで担当とも相談しましたけれども、これまでの要望に対する支援事業、できるだけいろいろと対応ができるところ、またできないところもあったんですけども、ただ、コロナとか物価高騰対策に対する支援は、国からの交付金を主に充ててやってきたところが実際でありまして、そういった予算も今のところ当てがないということでもありますので、一部はあるんで、それはまた改めて報告しますけれども、商工会へのという具体的などころは今のところ未定でございます。

それから、除雪車の村購入についてですけれども、こういった村内除雪を協力していただいている業者からもそういった対応について検討していただきたいという話を個別にも伺っておりますので、そういったところも方法を今後工夫をできればというふうに考えております。

いずれに関しても今年度については、何とか除雪のほうも手だてをして頑張ってやってくれるという話でございますので、次年度についてどうしていったらいいかということは今後また皆さんと相談していければなと考えておりますので、よろしくお願いします。

私のほうからの回答は以上とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（加藤繁範君） それでは、すみません。先ほどの質問にお答えをさせていただきます。

まず、歳入の部分につきましては、正式名称が、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金となりまして、その中のうちのメニューの一つに物価対策支援ということで、この電力・ガスということで給付金がございます。その関係でこのような形で歳入と歳出の名称が異なってきているところでございます。そのほかに今までも特別ないろんな水道料金の関係とかいろいろやってきたと思うんですけども、その中でこの交付金を活用してということに言われまして、名称をこのようにして給付をしたところでございます。

また、この7万円の給付につきましては、現段階で1回支給をしております。1月29日

に1回の支給をさせていただきまして、当初の706人の予算を取らせていただいたうちの619世帯に支給をいたしております。金額によりまして、今は4,333万円の給付が今のところ終了をしているところです。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 名称のほうは、そういうんで入ってくる名称と事業はその中の一部だということで理解はしておきますが、ちょっと見ると分かりづらいなと思いました。給付のほうは、落ちのないように給付してもらえば結構なんで、別にいいんですが。よろしく願いをいたします。

商工業者の関係の支援策は、今のところ村長はやる予定がないような話だったんですけども、我々としては、商工会長さんからわざわざ全員協議会に本人が出席して、議員の皆さんぜひ温かいご支援をお願いしますということで、我々頼まれて、ぜひやってほしいというふうに私、感じた、全協のときですよ。たしか議会としても前向きに実施してほしいような形の雰囲気というか、決定とまではいかなかったけれども、何かそういう話だったんじゃないかなと私、理解しているんですよ。ですから、商工会長さんも何とかこの年末年始の大変なときに商工業者を支えてくれるような事業を今までもいろいろやってはいただきましたけれども、またさらにやってほしいということの要望だったように受けておりますので、確かに国から金がねえからできねえよじゃなくて、どこまで何がきるのか、何をやるべきかということで、村長のほうで検討していただいたと私は理解しているんですが、補正予算では1円も措置しない、事業はしないということで、ちょっと納得できません。ぜひ私としては、国の交付金だけじゃなくて、今の状況で商工業者の皆さんに温かい支援措置、何とか実施できるように、強く村長にお願いをしておきます。

それと、重機の関係もまた今後検討していくということなんですけれども、沼田市やみなかみ町など雪が多い地域では、国から半分ぐらいの補助金をもらって、重機を購入して市町村が所有して、その重機により除雪をしているところはたくさんあると思います。ぜひ利根沼田または昭和村よりも雪の多い片品さんとかみなかみさんとは単純には比較はできないと思うんですけれども、ほかの市町村の状況もぜひ調査していただいて、本村でも村として重機を購入して活用していくということについて、ぜひ当局としても検討して、

また議会のほうに当局の考えを示してもらいたいと思います。ここから商工業者のほうからこれだけ切実に要望されたわけですから、改めてまた説明をお願いしておきたいと思います。

3回目でありますので、もう一つだけ。

すーぱーこいけの関係、お伺いしておりますが、サンモールさんとの正式な契約はどのようなになっているのか。仮契約はしたのか、契約はしたのか、いつ頃契約するのかということ。

それから、当然契約すれば、いつ頃オープンする予定なのかということで、当然工事が完了しなければ実施はできない、オープンはできないわけですがけれども、契約の中で当然何月頃オープン予定ということで話合いをしていると思いますので、工事の期間及びオープン予定などの今後の日程についての補足説明をお願いしたいということと、あと、私は、ホームページですね。サンモールさんのホームページを詳しく見させていただきまして、このように沼田で多くの店舗を運営して、住民の生活のために頑張っておられる地元の本当に業者であるということで認識をしているわけなんですけれども、財政の決算状況等が公表されていなかったもので、当然当局はこういった事業を進めるに当たってこの株式会社の財政状況がどのようになっているのかというのは、当然もう調査をしてあるし、業者のほうから決算等の提出はもうしてもらってあるものと思いますので、株式会社としての経営状況、決算状況について説明していただければありがたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 副村長。

○副村長（角田正良君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、契約についてですけれども、契約につきましては、現在サンモールさんとすり合わせを行っている状況であります。これにつきましては、ほぼ固まった段階で、議員の皆さんに説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、工事の日程ですけれども、今回の臨時会で補正予算が通りましたら、早急に入札審査会を開催いたしまして、入札をしていく段取りにしたいと考えております。

工事につきましては、3月ぐらいから始めまして、建物の改築工事、それから電気設備工事、機械設備工事等があるわけなんですけれども、その中で、冷凍・冷蔵ショーケースにつきましては、発注してから4か月ぐらいかかるということですので、工期につきまし

では、3月から4か月、もしくはそれ以上を見ていきたいと考えております。

ただ、やはり住民の皆さんの利便性、今の不便さを解消するに当たりまして、なるべく早い段階でオープンにこぎ着けていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、財政の決算状況、これにつきましては、現在のところ資料の提出は求めておりません。サンモールさんにつきましては、利根信さんのほうから紹介を受けて交渉を進めてきたわけですが、その中で、利根信さんの話では、決算状況は良好だとの報告は受けております。

今後は必要に応じまして、決算資料につきましては、提出を求めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美議員。

○5番（林 勝美君） スーパー誘致事業についての1点、確認の意味で村長にお聞きします。

村内の事業者から、跡地の土地、建物を買って事業を展開したいというような話があったと色々な方から聞いております。実際にそういう話があったのでしょうか。もしあったとすれば、どのようなお話をされたのか。答えられる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問については、副村長の答弁でよろしいでしょうか。

〔「はい、お願いします」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 副村長。

○副村長（角田正良君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

すーぱーこいけ昭和店が閉店した後に、債権者であります利根信さんに村から、すーぱーこいけ昭和店の跡地の土地建物の購入を申し入れたわけですが、その後となりまして、村内の事業者さんから、Yショップさんかデイリーヤマザキさんか定かではありませんが、すーぱーこいけ昭和店跡地の土地購入をし、コンビニ経営をしたいという話がありました。しかし、すーぱーこいけ昭和店の跡地につきましては、県道を挟みまして、役場の北側に

あり、村の中でも重要な位置にありますので、村としましては、村で土地と建物を購入し、そこに総菜や生鮮食品である野菜や肉、魚を取りそろえたスーパーを考えている旨をお伝えさせていただきました。その後利根信さんからサンモールさんを紹介していただきまして、現在に至っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美議員。

○5番（林 勝美君） それでは、村内の事業者ということで、村内の事業者を育てるといような意味でもう少し深く検討はされなかったのでしょうか。お願いします。

○議長（片柳悦夫君） 副村長。

○副村長（角田正良君） 先ほども申し上げましたように、村内の事業者の方がいらっしやったわけですがけれども、その中の話としましては、先ほど申し上げましたように、Yショップさんですかデイリーヤマザキさんかどちらかちょっと分かんないですがけれども、ちょっと記憶に定かではないんですがけれども、そういった中でコンビニ経営ですか、その他の事業を行いたいという話でしたので、そこでやはり村としますと、惣菜ですか生鮮食品、これらを扱っていただけないかということでお願いをした経緯はあります。やはり村といたしましても村内の事業者さんにそこに入っていただくのが、やはりベストな方法だと考えておりましたので、ただ、村の意向とちょっと違った面がありましたので、その話は断ち切れたと認識しております。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美議員。

○5番（林 勝美君） それでは、それで承知しましたので、終わります。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美議員。

○1番（佐藤好美君） それでは、すーぱーこいけの関係でご質問させていただきたいと思います。

いよいよスーパーの誘致事業が具体的になりますことは、本当に村民にとっては、願っているところでございます。事業がスムーズに進みますことを願うということと、村民に親しまれるスーパーになりますことを心から願ひまして、何点か質問させていただきたいと思ひます。

先ほど林幸司議員のほうから、日程の関係であつたんですけれども、もう少し具体的に

工期、決まっているのであれば、予定しているのであれば、それをお伺いしたいと思います。それが1点です。

それから、ここにページないんですけども、第2表の中で、継続費とございます。令和5年度3,288万円、それから、令和6年度の予算とございまして、総額でございますが、この詳細の説明をお願いいたします。各年度の予算計上につきまして、以前全体的な金額はここでお示ししていただいたんですが、令和5年度で何をする、令和6年度で何をする、そんな予定、あるいはそうでない予定。この計上した理由があるかと思しますので、お示ししたいと思います。

あと、備品関係につきましてどんな関係でいるのか、具体的にお教えいただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

○企画課長（堤 美德君） ただいまの質問にお答えをいたします。

初めに、工期の関係ですけれども、先ほど副村長のほうからもございましたが、工期につきましては、建物改修等は2か月程度と見込んでいますけれども、冷凍・冷蔵ショーケースにつきましては、発注をしてから、早くても3か月、もしかしたらそれ以上かかるかもしれませんので、先ほど村長の答弁もありましたように、やはり4か月から5か月ぐらいはかかってしまうのかなと思しますので、よろしくをお願いいたします。

それから、継続費の関係なんですけれども、これにつきましては、全体の需用費が8,020万でありますけれども、これにつきましては、5年度がこのうちの前払い金分としての40%、3,208万円ですが、これ、前払い金分として設定をしております。残りの60%、4,812万円を令和6年度の予算として進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美議員。

○1番（佐藤好美君） そうすると、前払い金ということになりますと、一括発注で8,000万からの工事を発注するというところでよろしいでしょうか。

それから、6年度のこれはいつ頃まで、例えば冷凍・冷蔵庫が四、五か月かかると。村としての目安、オープンというところまではいかないかもしれないんですけども、村民

が期待していますので、いつ頃が目安ですかということでお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

○企画課長（堤 美德君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、発注の関係ですけれども、工事とすると、建物の改修工事、それから、機械設備、電気設備の工事が考えられます。これにつきましては、分割発注も今考えてはおるんですけれども、これにつきましては、今後入札審査会等もありますので、その中で検討をしていきたいと考えております。

それから、オープンの時期ということですが、仮に3月に契約をして発注をする としますと、3、4、5でそこで発注したとしても、早くて3か月ですので、3、4、5月冷凍・冷蔵ショーケースがですね。それからまたそれを取り付けた、何だかんだすると、やはり早くても4か月ぐらいはかかると思いますので、3、4、5、6。早くて7月、もしくは8月のオープン頃かなと見込んでおりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美議員。

○1番（佐藤好美君） できる限りスムーズに事が運びますように、皆さん待ち望んでおりますので、よろしく願いいたします。

それから、最後に言いました備品購入につきましては、サンモールさんの負担ということですが、ここの村の予算じゃなくて、以前の説明の中で。その辺もサンモールさんとよく打合せをしながら進めていければ、どちらかが遅くなってしまうということのないようにスムーズに連携を取っていただいてということで、よろしくきちんとオープンができるようをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

藤井貞充議員。

○8番（藤井貞充君） 今サンモールさんの話が出ましたけれども、私的には、一般会計補正予算は全体的には賛成なんですけれども、サンモールに偏った契約じゃないかと思っております。もう少し契約の内容を精査したほうがいいんじゃないかと思ひまして、反対いたします。

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

永井一行議員。

○11番（永井一行君） 先ほどから質疑が大分続いておりましたんで、今回のこの予算案については、やはりスーパー誘致事業で8,000万円以上という大変多額な税金が投入されるわけでありまして。額に対して村民の期待、それから効果、そういうものを考えたときに、少し疑問があります。ですから、大賛成ではない賛成としたいと思います。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（片柳悦夫君） 日程第10、議案第8号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第8号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億6,991万3,000円とするものであります。

まず、歳入であります。7款繰入金、1項他会計繰入金は、人件費が増加したため、一般会計繰入金が6万8,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費は、職員給与等の改定により6万8,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします国民健康保険特別会計補正予算の概要であります。

十分にご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 令和5年度昭和村国民健康保健特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第11、議案第9号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第9号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,547万5,000円とするものであります。

まず、歳入であります。2款使用料及び手数料、1項使用料は、簡易水道使用料の増加が見込まれるため23万3,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費は、職員給与等の改定により23万3,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします簡易水道事業特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第12、議案第10号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第10号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ13万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億6,736万6,000円とするものであります。

まず、歳入であります。6款繰入金、1項他会計繰入金は、人件費が増加したため、一般会計繰入金が13万8,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費は、職員給与等の改定により13万8,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします農業集落排水事業特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 字句等の整理委任について

○議長（片柳悦夫君） 日程第13、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、そのとおり決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（片柳悦夫君） 以上で、本日の臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

村長より発言の申出がありましたので、許可します。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議長よりお許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第1回議会臨時会が無事閉会でき、提案いたしました議案につきまして原案のとおり可決を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、2月2日に群馬県が令和6年度当初予算案の概要を公表いたしました。一般会計への予算額が7,816億円となり、今年度と比較すると4.6%減とのことであります。特に歳入の国庫支出金が45.2%減と財政確保に苦慮しているように見受けられますが、県民の幸福度向上、新群馬の創造を掲げ、医療提供体制の充実や非産業の育成などに重点配分をしております。

現在村も来年度当初予算を編成しておりますが、詳細につきましては、3月議会定例会でお示しさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、今年の冬は暖冬傾向あると言われてきました。1月16日に降雪があり、それ以降は目立った降雪もなく過ごしておりましたが、2月5日の午後から6日にかけて大雪警報が発令されました。事前に大雪に関する気象情報を伝達し、注意喚起など対応を取らせて

いただき、目立った混乱はなかったものと思います。大寒、そして、立春も過ぎ、これからは春に向かっていきますが、まだまだ寒い日が続きます。議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意され、ますますご健勝にて議員活動に精励されますようお願いを申し上げ閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣言

○議長（片柳悦夫君） 以上をもちまして、令和6年第1回昭和村議会臨時会を閉会いたします。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、大変ご苦勞さまでした。

午前11時32分閉会